平成２１年（フ）第３７６号
長野市大字大豆島1512番地11ソファレＫ202
債務者　小池　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
長野県上水内郡信州新町大字弘崎2576番地
債務者　松田ゆきえ
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
長野市大字南長野北石堂町1211―１グランドハイツ21―305荒井法律事務所、住民票上の住所長野県松本市南原２丁目16番10号
債務者　西村巳千恵
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９１号
静岡県裾野市麦塚30―２　メゾンドゥセピアⅠ―101、住民票上の住所静岡県沼津市原923番地の１
債務者　奈木　正次
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
静岡県裾野市麦塚30―２　メゾンドゥセピアⅠ―101、住民票上の住所静岡県沼津市原923番地の１
債務者　奈木　美江
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
静岡県裾野市麦塚30―２　メゾンドゥセピアⅠ―101、住民票上の住所静岡県沼津市原923番地の１
債務者　奈木　　新
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
静岡県御殿場市中畑430―10　ツカモトアパート２号、住民票上の住所静岡県駿東郡小山町須走109番地の86
債務者　安藤　　勲
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―620号
債務者　岡本美由紀（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８０号
兵庫県伊丹市南野北２丁目５番17―３Ｆ号、前住所兵庫県西宮市甲子園春風町４番13号ルミエール春風102号
債務者　月森　千晶（旧姓田宮）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３９７号
兵庫県伊丹市桜ヶ丘３丁目５番１号
債務者　三島　昭二
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４１１号
兵庫県川西市大和東１丁目53番地の３
債務者　清水眞理子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７５０号
兵庫県西宮市上甲東園３丁目７番12―101号
債務者　守田　友子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８９３号
兵庫県尼崎市大島１丁目37番26号、前住所兵庫県伊丹市野間７丁目10番１号　アーバンマーメイド201号
債務者　小川　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９１８号
兵庫県尼崎市道意町４丁目53番地リンドマーク道意303号
債務者　二神　和紀
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９５７号
兵庫県尼崎市常松１丁目30番14号
債務者　尾崎　和美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９６１号
兵庫県尼崎市琴浦町107番地阪田文化１Ｆ
債務者　山本　　治
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５６号
北九州市小倉南区湯川５丁目７番８―605号
債務者　上田　勝征
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部